

## 鳥取市水道局建設工事入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、鳥取市水道局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査等について必要な事項を定めるものとする。

(告示)

第2条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、入札参加資格の審査を行うため、必要な事項を定め告示するものとする。

(申請書の提出)

第3条 入札の参加を希望する者は、別に定める鳥取市水道局導送配水管布設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を管理者が定める期日までに提出し、資格審査を受けるものとする。

(審査及び格付)

第4条 管理者は、前条の申請書の提出があった者について、申請書の添付書類等により適格性を審査し、入札参加資格の有無を決定する。

2 前項に定める審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者（以下「有資格者」という。）については、次の各号のいずれにも該当する場合、別に定める鳥取市水道局建設工事入札参加資格者格付要綱（平成17年6月14日制定）に基づき格付を行う。

(1) 市内に法第3条第1項に規定する本店を有する者

(2) 鳥取市水道事業給水条例（昭和48年鳥取市条例第58号）第7条第1項に定める指定給水装置工事事業者であること。

(3) 公益社団法人日本水道協会の「配水管技能者名簿」に登録された配水管技能者（耐震登録）を常に有する者

3 導送配水管布設工事以外の建設工事については、鳥取市における格付を準用する。

(競争入札参加資格者名簿)

第5条 管理者は、前条の規定により有資格者を決定又は格付したときは、競争入札参加者名簿に登載するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第6条 入札参加資格の有効期間は、2か年度以内とする。ただし、次年度の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

(入札参加資格の引継)

第7条 入札参加資格は、管理者が適当と認めるときは他に引き継ぐことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年6月14日から施行する。

(鳥取市水道局建設工事の内、導、送、配水管工事に係る入札業者指名要綱の廃止)

2 鳥取市水道局建設工事の内、導、送、配水管工事に係る入札業者指名要綱（平成7年12月15日

制定)は、廃止する。

(鳥取市水道局建設工事の内、導、送、配水管工事に係る入札業者指名要綱の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の鳥取市水道局建設工事の内、導、送、配水管工事に係る入札業者指名要綱の規定により建設工事の入札参加資格を認められた者の資格については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月20日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市水道局建設工事入札参加資格審査要綱の規定は、平成27年度以降の入札参加資格審査(当該入札参加資格審査が適用される年度を平成27年度以降の年度とするものをいう。)から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月21日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市水道局建設工事入札参加資格審査要綱の規定は、平成29年度以降の入札参加資格審査(当該入札参加資格審査が適用される年度を平成29年度以降の年度とするものをいう。)から適用する。